

### 3 者通訳サービス Yaxcel サービス利用規約

#### 第 1 条 (3 者通訳サービス Yaxcel)

株式会社 Lucci (以下、「甲」とする) は、この利用規約 (以下「本規約」とする) に基づき、「3 者通訳サービス Yaxcel」(以下「本サービス」とする) を本サービス契約者 (以下「乙」とする) に対して提供する。

#### 第 2 条 (利用規約の変更)

甲は、甲が必要と判断した際には、本規約を変更できるものとし、本サービスホームページ (以下「当ホームページ」とする) にて遅滞なく広告する。

#### 第 3 条 (用語の定義)

本規約において、次の各号の用語の意味は、当該各号の通りとする。

- (1)「本サービス契約」とは、甲から本サービスの提供を受けるための契約をいい、利用申込を甲が承諾した時点で、本規約に同意し契約が締結されたものとする。
- (2)「本サービス」とは、甲が「オフィスリンク株式会社」(以下「本サービス卸元」とする) から取り次いだシステムにより提供する「3 者通訳サービス Yaxcel」のことを指す。
- (3)「申込者」とは、本サービスの利用に係る申込みを行なう法人もしくは個人のことをいう。
- (4)「本サービス料金」とは、申込者が本サービスを利用するために支払う料金のことをいう。
- (5)「料金表」とは、甲が別途定める本サービス料金の一覧のことをいう。
- (6)「本契約」とは、本サービスの利用に係る契約のことをいう。
- (7)「契約者」とは、甲と本契約を締結した申込者のことをいう。
- (8)「契約番号」とは、各契約を特定するために甲が契約ごとに付した番号のことをいう。
- (9)本契約で使用される時刻、日付等の時間に関する標準時は、日本標準時とする。
- (10)「契約期間」とは、各契約番号ごとに定める本サービスの利用開始日 (日本時間) から利用終了日 (日本時間) までの期間のことをいう。
- (11)「利用者」とは、本サービスを利用する契約者、および、本サービスを通じて契約者と会話する相手のことをいう。

#### 第 4 条 (本サービスの提供区域、施設)

本サービスの提供区域は、日本国内のホテル、旅館等の宿泊施設とし、1 契約につき 1 施設

とする。また、施設内での通訳のみサービス提供可能とする。

#### 第 5 条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、2 地点 2 者間、又は 3 者間の電話による通訳サービスであり、以下の各号の通りとする。

(1) 契約者が甲指定の電話番号に電話をかけることにより通訳オペレーターにアクセスし、甲指定の方法で契約者および契約番号の有効性が確認できた後、当該通訳オペレーターが日本語を日本語以外の言語に、日本語以外の言語を日本語に通訳して利用者に伝えるものとする。

(2) 前号は利用者が互いに対面している場合に限定され、利用者が前号の電話機を互いに受け渡す、もしくは、利用者が前号の電話機のスピーカー通話機能を用いることで、利用者は通訳オペレーターと通話する。但し、乙が通話中に発信を行い三者間通話が可能な電話機を有する場合、電話での通話状態の場合でも対面状態と同様に同時通訳を行うことが可能である。

2. 本サービスの対応言語は、別途甲が定める通りとする。

3. 本サービスの通訳対象は、主に旅行者が一般に日常会話として使う程度の内容とする。

4. 本サービスの利用が可能な時間帯は、当ホームページ内にて甲が定める通りとする。

5. 本サービスを利用した際の通話可能時間は、当ホームページ内にて甲が定める通りとする。

なお、通信料その他の本サービスを利用するための情報端末から発生する費用は、すべて契約者の負担になる。

#### 第 6 条 (契約の単位)

1. 甲は、1 施設につき 1 つの本サービス契約を締結し、乙に対して契約番号を割り当てるものとする

2. 最低契約数を 1 施設 とする。

3. 最低契約期間を 6 ヶ月とする。6 ヶ月に満たない場合に解約を希望する場合は、6 ヶ月か

ら支払月数を引いた月数に月額料金を乗じた金額の支払いを要するものとする。

4. 本契約は 1 ヶ月毎の自動更新とする。

#### 第 7 条 (契約の申込)

申込者は、本規約を承諾の上、甲の指定する方法により、本サービスの利用申込をするものとする。

#### 第 8 条 (契約申込の承諾)

1. 本サービス契約は、前条所定の利用申込を甲が承諾したときに成立するものとする。

2. 甲は、次の場合には、本サービス契約の申込を承諾しない場合がある。

また、甲は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、何らの通知または催告を要することなく、ただちに本サービス契約を解約することができるものとする。

(1) 本サービスの卸元のサービスが、理由のいかんを問わず終了した場合

(2) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(3) 申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあると甲が判断した場合

(4)過去に不正使用などに本サービス契約もしくは甲が提供するサービス契約などの解除や利用停止されていることが判明した場合

(5)申込者が未成年の場合

(6)違法に、または公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれのある場合

(7)申込者が、甲または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがある場合

(8)甲が提供する本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがある場合

(9)その他本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または甲の業務の遂行に支障があると甲が判断した場合

(10)本サービス契約の申込後、必要書類が甲指定の住所に届かなかった場合。

#### 第 9 条 (契約事項の変更等)

本サービス会員は、その名称または住所などに変更があった場合は、甲に対して速やかに当該変更の事実を証明する書類を添えて届け出るものとする。

#### 第 10 条 (権利の譲渡等)

本サービス会員は、第三者に対し、本サービス契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできないものとする。

#### 第 11 条 (契約の解除)

1.甲は、乙が次の場合に、本サービス契約を解除するものとする。

(1)第 8 条 (契約の承諾) 第 2 項における、契約を承諾しない各号の一に該当する場合

(2)本規約に定める乙の義務に違反した場合

(3)乙について、破産、会社更生、整理または民事再生に係る申立があった場合

(4)その他、甲が解除するについて止むを得ない事由があると判断した場合

2.前項の解除があった場合は、乙は直ちに通訳の使用を停止するものとし、停止にあたって費用を要する場合は、当該費用は乙が負担するものとする。

また、乙は解除によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとする。

#### 第 12 条 (合意解約)

乙は、契約を解約する場合、解約希望月の末日の前日迄 (以下「解約締切日」とする) に、解約依頼フォームより申請するものとする。解約締切日より後にかかる届出がなされた場合、当該届出による解約日は、当該届出の翌々月末日に効力を生じるものとする。

#### 第 13 条 (利用料金)

1.本サービスの利用料金の体系は、次の通りとする。

(1)サービス利用料金

乙は、本サービスの利用料金として、当ホームページに記載する月額を支払うものとする。毎月末に締め後、株式会社ネットプロテクションズより翌月中頃に送付される請求書を以て翌月末日迄に支払うものとする。

## (2)初期費用費用

乙は、本サービスの利用料金として、当ホームページに記載する初期費用を支払うものとする。

初期費用として、当ホームページに記載する契約事務手数料及び初月利用分の本サービス利用料金を支払うものとする。

2.本サービスの利用開始は、甲が契約番号を乙に通知するメールを送信した時点を以って行われたとし、当該日が属する月から適用されることとする。

3.甲は、乙に対し、本サービスの利用料金および本規約に定めるところにより生じた一時的な費用ならびに消費税額を請求する。消費税額が変更となった際は、変更額に応じて価格を変更し、既に支払っている料金がある場合は、当該変更月以降の料金に対して追徴、返金を行うものとする。

4.所定の期日までに支払が確認できない場合は、再請求手数料若しくは督促料として、再請求若しくは督促 1 回につき税抜 300 円を請求するものとし、乙はこれを支払う義務を負うものとする。

5.再請求若しくは督促で指定した期日までに入金を確認できなかった場合は、翌日から完済の日までの日数に応じ、年 14.5%の割合による遅延損害金を併せて、乙に請求するものとする。再請求若しくは督促の費用については当該延滞金は適用しない。

6.解約時に所定の期日までに乙が使用を停止しない場合は、遅延違約金として返却予定日から起算した月額利用料金を 1 ヶ月毎に請求できるものとし、乙はこれを支払う義務を負う。当該支払いの遅延についても本規約第 13 条三項之二に基づくものとする。

7.解約時の書類送料は乙の負担とする。

8.甲は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

## 第 14 条（支払方法）

1.利用料金の支払は、株式会社ラクーン提供の「Paid」による決済とする。

2.甲は前条に定める利用料金、および違約金等、その他本規約に基づく乙に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとする。

## 第 15 条（契約番号の管理及び弁償金支払義務）

1.乙は、善良なる管理者責任をもって契約番号を維持、管理するものとし、その利用に当たっては以下の行為を行ってはならないものとする。

(1)本サービスの契約番号の第三者への譲渡、質入れ、貸出し、再販、その他の処分

(2)本規約第 4 条に定められているサービス提供区域、及び施設に該当しない利用

2.前項の禁止事項に該当すると甲が判断した場合、乙は甲の請求に従い、損害賠償として初期費用と同額の違約金若しくは弁償金を直ちに支払うものとする。また、被害額が初期費用を超える場合は甲が被った被害額の実損額とする。

3.契約番号の情報漏洩、盗難紛失が生じた場合、乙は盗難・紛失の経緯詳細を記載して速や

かに甲へ報告するものとする。

#### 第 16 条（契約番号の買取）

乙による契約番号の買取りは一切できないものとする。

#### 第 17 条（禁止事項）

乙は、本サービスの利用にあたって、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

(1)本サービスに関連して、第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(2)本規約に反する行為

(3)その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

#### 第 18 条（緊急利用停止）

1.甲は、乙が第 18 条に定める禁止事項に違反する行為を行ったと甲が判断した場合、または本サービス会員が支払うべき利用料金等を、再請求もしくは督促の支払期日を経過しても支払わない場合、事前告知の有無に係わらず緊急利用停止の措置を講じることができる。

2.前項の場合、甲は自身の判断によって、第 11 条（契約の解除）にもとづいて契約解除する場合ことができる。

3.緊急利用休止期間中においても利用料金は発生するものとし、乙は当該期間の利用料金についても支払いを免れない。

#### 第 19 条（損害賠償）

1.乙が本サービスの利用に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

2.乙が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、乙は自己の責任と費用でこれらを解決し、甲にいかなる責任も負担させないものとする。万一、甲が他の会員や第三者から責任を追及された場合、当該会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、甲を一切免責するものとする。

#### 第 20 条（サービスの変更・廃止）

1.甲は、都合により本サービスの全部または一部を変更、追加、廃止することがあるものとする。

2.甲は、前項の規定によりサービスの全部または一部を廃止するときは、乙に対し、サービスを廃止する日の 1 ヶ月前までに当ホームページ又はメールにて、その旨を通知しなければならない。

3.本サービスの全部または一部を変更、追加する場合における提供条件は、変更後の本規約によるものとする。

4.本サービスを廃止する場合において、本サービス契約は当該廃止の日に解除されるものとする。

#### 第 21 条（免責）

甲が乙に対して負う責任は、本約款に定めるものが全てであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害（財産的損害か非財産的損害かを問わないものとする。）について、甲は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。

(1)電気通信事業者に起因する障害・工事等のためサービス提供がされなかった場合、甲は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負わない。

(2)電気通信事業者のネットワークの混雑状況やシステム負荷、帯域制限等により、サービスの一部または全てが提供されなかった場合、甲は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負わない。

(3)乙は、通信事業者が提供するサービスエリアを事前に確認するものとし、本サービス締結後に通信事業者が提供するサービスエリア外でサービスの一部または全てが利用できなかった場合、甲は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負わない。

(4)本サービスの卸元、又は運営元の責に起因する要因にて、サービス利用に障害が生じた場合。

(5)本サービスにおいて、通訳の可否、又は通訳内容などに起因して損害が生じた場合、甲は一切の責任を負わない。

## 第 22 条（個人情報管理）

1.本サービスの申込、契約締結のために甲が入手した個人情報については、甲は次の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲で適正に取り扱わなければならない。

(1)本サービス等に関する問合せ、相談への返答

(2)本人確認、料金案内、請求、サービス提供条件変更案内、サービス停止、契約解除などの連絡、その他のサービス提供に係わる案内を行うこと

(3)甲または甲の提携会社が提供するサービスに関する販売推奨・アンケート調査および景品などの発送を行うこと

(4)本サービスの改善または新サービス開発のために情報の分析を行うこと

2.甲は、サービス提供に必要な業務の実施に際し、業務委託先に個人情報を提供する場合がある。その場合、個人情報保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護の契約を締結する等、必要かつ適切な処置を実施するものとする。

3.甲は、個人情報を本人の同意を得ることなく、業務委託先以外の第三者に対して提供してはならない。ただし、法令により定めがある事項については、その定めに従うものとする。

## 第 23 条（クーリングオフ）

1.甲の故意、又は重過失により、サービスの適切な提供ができなかった場合、サービス開始日から 8 日以内に甲にメールにて通知することによりクーリングオフの対象となる。

2.申込後 8 日以上を経過した場合には、いかなる場合においてもクーリングオフの適用は受け付けない。

3.乙は、取消（キャンセル・返品）を希望する場合、速やかに甲より貸与されている契約番号の抹消をしなければならない。月の途中における取消の場合においても日割り計算による利用料金の返金は無いものとする。

第 24 条（準拠法および管轄）

- 1.本規約に関する準拠法は日本法とする。
- 2.本規約またはこれに関する紛争に係る事件の専属的合意管轄裁判所は、訴額の如何に拘わらず、東京地方裁判所とする。

平成 29 年 07 月 29 日制定

株式会社 Lucci